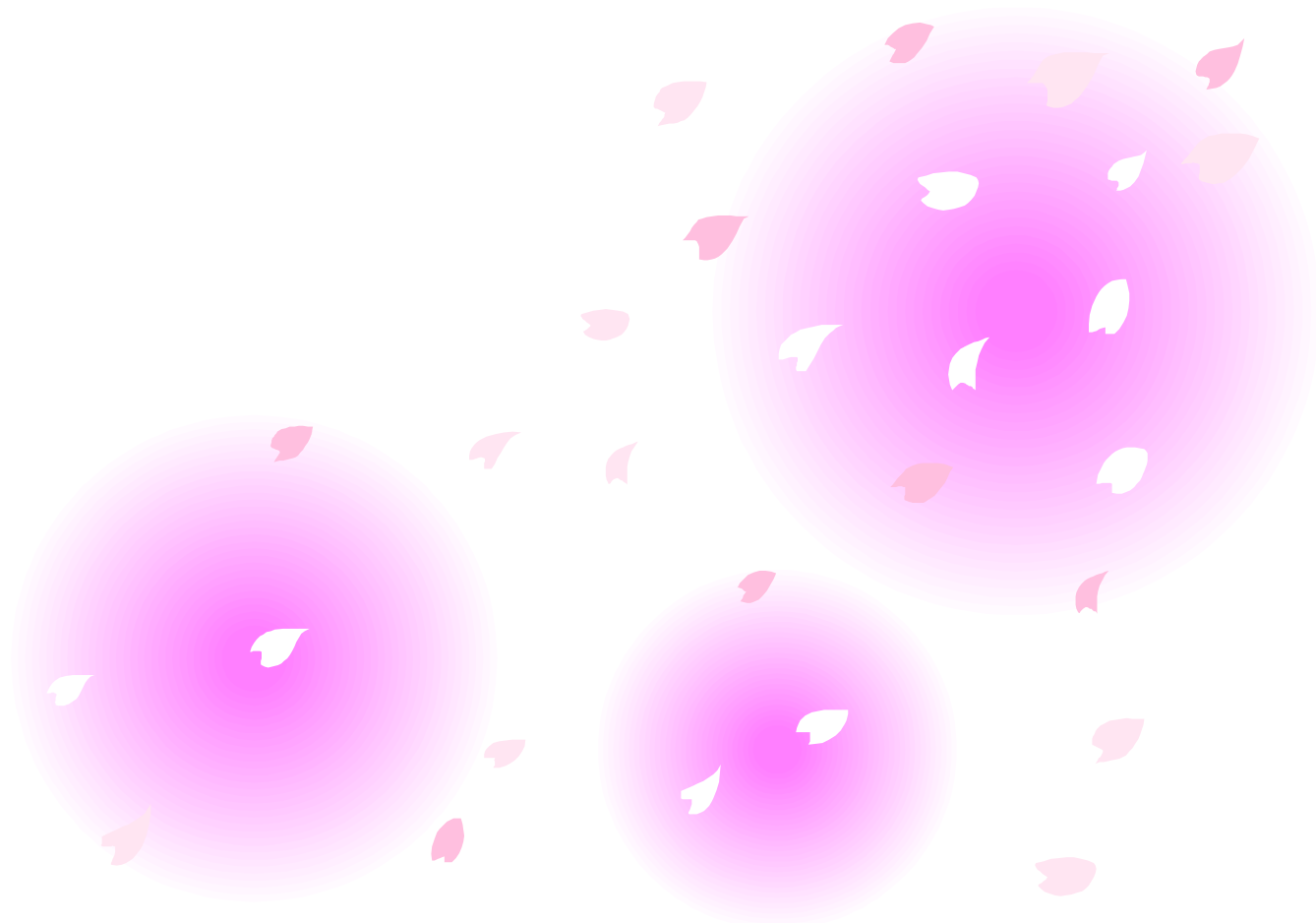


八王子市教育センター 就学相談

就学相談ガイド

楽しい学校生活を送るために…

令和5年度(2023年度)版

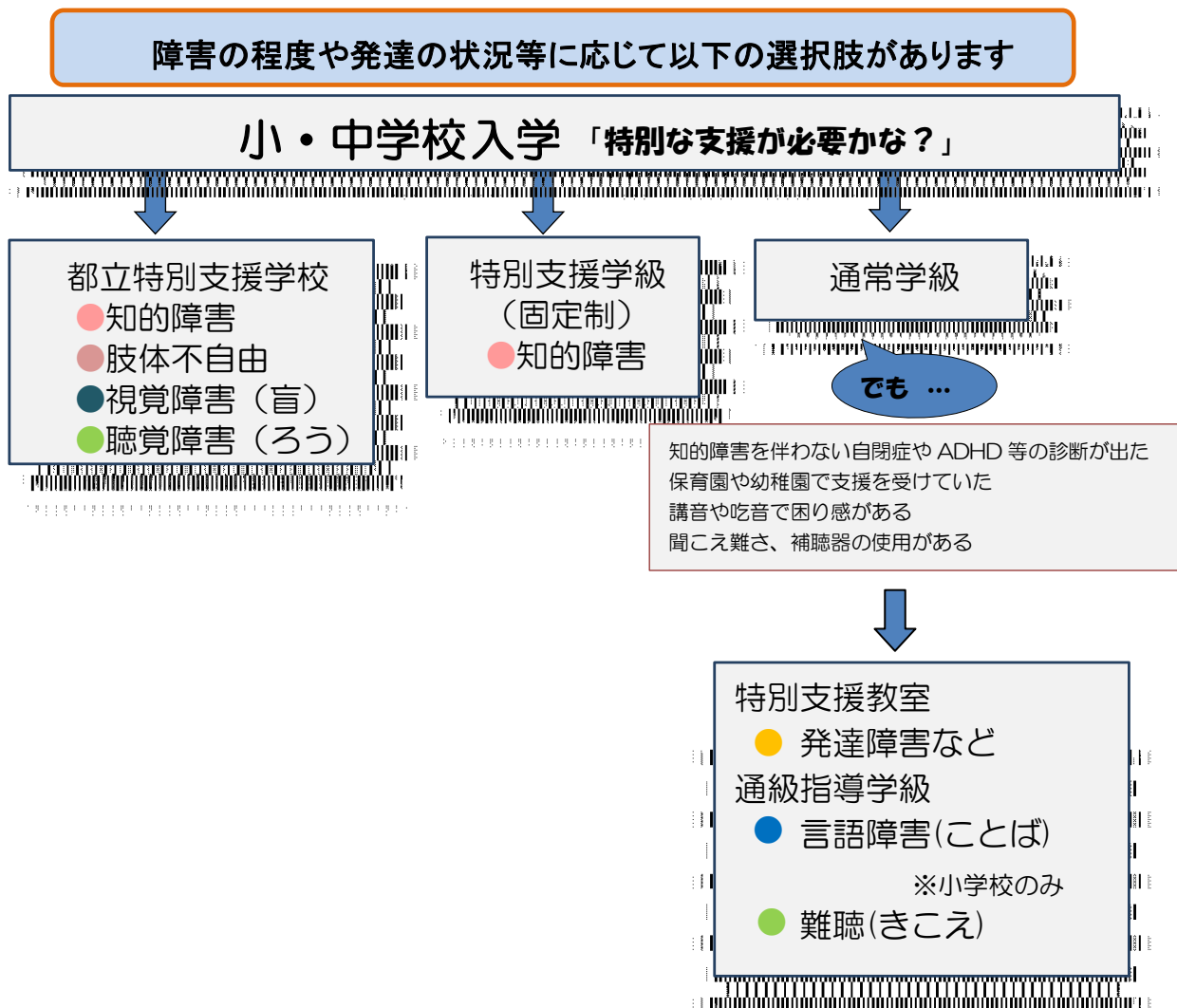


《特別支援教育って？》

「特別支援教育」とは、支援や配慮を必要とする幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

ひとくちに“特別支援教育”と言っても、①知的な遅れを伴う児童生徒を対象とした少人数学級の特別支援学級(固定制) ②通常の学級に在籍しながら、お子さんの状態に応じた特別な支援を行う「通級指導学級(難聴・言語学級)」「特別支援教室」③「都立特別支援学校(知的障害、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害)」と、お子さんの状態によって選択肢が様々です。また、小学校の「特別支援教室」は、平成30年度より、全ての小学校で巡回による指導が受けられる形になり、中学校においても、令和2年度(2020年度)より全校実施となりました。

(八王子市の特別支援教育イメージ)



《どんな学校があるの？ どんなところが選べるの？》

- 就学相談（入学・通級・転学の手続き）と学校、学級などの種別 -

支援を必要とするお子さんが学ぶ学校や学級については法律で定められていますが、平成 25 年 9 月の「学校教育法施行令の一部を改正する政令」において、これまでの就学決定の仕組みが改められ、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みに改正されました。

区市町村教育委員会は、お子さんの就学先の決定にあたり、一人ひとりの年齢及び能力に応じ、かつ、特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、お子さんの状態を総合的に勘案して判断します。（なお、「学校教育法施行令 22 条の 3」に該当しないお子さんは、特別支援学校への就学の対象にはなりません。）



八王子市立小・中学校に設置されている特別支援学級等の種別

種別・学校数	障害の程度	教育の特色
知的障害 小学校 24 校 中学校 16 校 (固定学級)	知的発達に遅れがあり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、抽象的概念を用いて思考することが困難な程度のもの 家庭生活や学校生活における食事、衣服の着脱、排泄、簡単な片付け、身の回りの道具の活用にほとんど支障のない程度のもの	学習に困難性がある児童・生徒に対し、一人ひとりの能力・個性に応じた学習を小集団の中で継続して行います。 基本的な生活習慣を身に付け、具体的な体験をとおして児童・生徒の自信につながる指導を進めます。
発達障害等 特別支援教室拠点校 小学校 25 校 中学校 10 校 (全ての市立小・中学校に特別支援教室を設置し、拠点校の教員が巡回して指導します。)	自閉スペクトラム症、ADHD、LD 等で通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの (主としてコミュニケーションや対人関係の課題及び心理的な要因による選択性かん黙等ある場合等で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの)	通常の学級に在籍する知的発達に遅れ、偏りが大きくない発達障害等の児童・生徒に対し、障害の状態に応じて、週 1 回程度在籍する学級を離れて、個別もしくは小集団の形式で「自立活動」や「教科の補充指導」(※)を行います。
難聴 小学校 1 校 中学校 1 校 (通級指導学級)	補聴器等の使用によっても、通常の話し声を理解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	聴力に障害がある児童・生徒を対象とし、聞き取る訓練や正しい発音で話せるよう指導します。 聴力の活用法を訓練し、補聴器具の装用の仕方を身に付けながら、小集団による学習を行います。
言語障害 小学校 4 校 (通級指導学級)	口蓋裂、構音器官のまひ等による機能的な構音障害、吃音等話し方におけるリズム障害、話す、聞く等言語機能の発達に遅れがあるもの（他の障害に起因するものではないもの）で通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	発音等言語機能の発達に遅れがある児童を対象とし、適応上の問題の実態に応じて自立活動を行います。 対人関係や集団への適応力を身に付けることを目指します。

※学習そのものではなく、学習の方法等について指導を行います。

就学相談の流れ

○お子さんの年齢により申し込み先が異なります。

① 小・中学校在籍児童・生徒の場合(中学校から支援を希望する6年生は在籍小学校へ)

⇒在籍する小・中学校へご相談下さい。

(在籍校相談の上、学校から教育委員会への申し込みとなります。)

申込期間:5月1日~10月13日

② 次年度小学校に入学するお子さんの場合

⇒保護者の方が、直接教育委員会に申し込みをして下さい。

TEL 042-664-7524(教育センター内 就学相談担当)

※申し込みをしたことについては、在籍園にもお伝え下さい。

申込期間:前年度2月1日~



※高尾山学園小学部及び中学部の特別支援教室へ入級希望の場合には、相談方法が異なります。

詳しくは、登校支援チーム 042-663-3216 へお問い合わせください。

○教育委員会で受付後の基本的な流れ

担当相談員決定: 決定後、担当相談員より連絡をし、面談日等の調整をさせていただきます。



面談: 担当相談員と親子で面談します。

相談資料の作成等



見学・体験: 希望される種別の学校・学級を見学・体験します。

学級の種別によって若干異なる。



就学相談調整会議: 相談の資料やお子さんの様子から適切と思われる学校・学級について専門的知識を有する各委員より意見を聴取します。



学校・学級決定~入(転)学・入級

転学に必要な書類: 在学証明書、教科用図書給与証明書、就学通知書

- 保護者の方に準備いただくもの -

・医師の診察記録・・・必須書類

都立特別支援学校や市立小・中学校の特別支援学級(知的障害・固定制)へ就学・転学希望する場合には医師の診察記録を提出していただきます。詳しくは担当相談員におたずねください。

・発達検査(知能検査)・・・必須書類

市立小・中学校の特別支援教室に入級希望する場合には、発達検査等の結果が必要です。お子さんの状態を客観的に把握し、効果的な指導をさせていただくために、検査機関等での発達検査等の結果を提出していただきます。

《就学相談の内容》

- 面談 -

保護者の方のお気持ちやお子さんの状況についてお聞きします。今後のご相談の中でより良い情報をご提供させていただくために、差し支えない範囲で詳しくお聞かせください。

面談の際に「就学支援ファイル」をご記入していただきますので、あらかじめ幼稚園・保育園、学校等でお子さんの様子を聞いてから来ていただくとスムーズに進められます。また書類作成に必要となりますので母子手帳をお持ちください。

※面談日時は、担当相談員決定後、保護者と相談員で決めていきます。面談には、お子さんと一緒にお越しください。就学相談の時は、学校で遅刻・早退・欠席扱いになりませんので学級担任に連絡してください。

- 学校見学と体験 -

ご希望される学校や学級の様子を実際に見学していただくため、担当相談員が学校と日程を調整します。（特別支援教室については、保護者の方が教室の専門員に連絡をとり、見学していただくこととなります。）特別支援学級（知的障害・固定制）の見学や体験については、必要に応じて、相談員が同行させていただく場合がありますので、ご了承ください。

そのほか、市立小・中学校の特別支援学級（知的障害・固定制）の授業公開日には、予約なしで自由に見学することができますので、ぜひご利用ください。（予定が変更になる可能性がありますので、来校される前に必ず該当校へご確認の上、見学をお願いします。）

都立特別支援学校の学校公開日等については、各校のホームページに随時掲載されます。

- 就学相談調整会議 -

お子さんの就学についてご家庭の希望が決まりましたら、「就学相談調整会議」へ諮り、専門的知識を有する各委員より意見を聴取し、お子さんにとって最も良いと考えられる就学先を判定として決定します。この会議には必要に応じて保護者、お子さんにご出席いただき、保護者は面談、お子さんには特別支援担当の教員が個別指導を行いその様子を観察させていただきます。

終了後、保護者とお子さんにはお帰りいただきます。

相談員との面接での様子、医師の診察記録、発達検査等所見、保育園・幼稚園・学校でのお子さんの様子や資料をもとに、お子さんにとって最も良いと考えられる就学の場について総合的に検討します。検討は特別支援学級設置校や特別支援教室拠点校の校長、特別支援学級・特別支援教室の教員、都立特別支援学校の教員、市教育委員会の職員、臨床心理士、小児科医などが行います。その結果、場合によってはご希望とは異なる就学先をお勧めすることもあります。

調整会議の結果は、文書でお送りします。（おおむね3週間程度かかります）

調整会議の結果とは、「どの就学先が適している」ということであり、学校を指定するものではありません。

※新しく小学校や中学校に入学するお子さんの場合、入学（決定）通知は1月下旬を目安に送付します。

※特別支援学級（知的障害・固定制）については、入（転）学時の学級状況等によって、希望する学級への入級ができない場合があります。（詳細は担当の相談員へご確認下さい。）

《特別支援学級、特別支援教室等について》

1 特別支援学級（知的障害・固定制）

特別支援学級（知的障害・固定制）は、知的な発達に遅れがあり、人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活で一部の援助が必要な程度で、食事、衣服の着脱、排泄などにほとんど支障がない児童・生徒が対象です。

特 徴

- ・一人ひとりの能力や特性に応じた学習を小集団の中で行い、基本的な生活習慣を身に付け、具体的な体験を通じた学習をします。
- ・お子さんの力を伸ばすために特別支援学級としての教育課程、教材で学習をします。
- ・学校・学年行事への参加のほか、特別支援学級の連合行事や校外活動などを通じて、生活するための力を付けていきます。
- ・この学級は、児童・生徒の人数（すべての学年を合わせます。）が**8人で1学級**となります。**担当教員数は、原則として学級数プラス1名**です。

2 特別支援教室

東京都では「情緒障害等通級指導学級」が「特別支援教室」に変わりました。小学校は平成30年度、中学校は令和2年度から全校に「特別支援教室」が設置され、在籍校での指導が受けられるようになりました。

通常の学級に在籍している発達障害等（自閉スペクトラム症、注意欠如多動症、学習障害等）、および特別な支援を必要とする児童・生徒が対象です。

特 徴

- ・通常の学級に在籍する知的に大きな遅れ、偏りを伴わない自閉スペクトラム症、注意欠如多動症、学習障害等、及び心理的な要因による情緒障害等で円滑な人間関係ができず、コミュニケーションがとりにくいなどの状態があり、通常の学級での学習にはおおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒を対象としています。
- ・必ずしも診断名が付いていなければいけないということはありません。
- ・お子さんの適応状態に応じて「自立活動」や「教科の補充指導」（学習そのものを進めるのではなく、本人が学習しやすいための方法等を指導、助言するものです。）を行います。
- ・巡回指導教員が拠点校から各小・中学校（巡回校といいます）に出向き、在籍学級担任と連携して児童・生徒の適応状態に応じた指導を行います。（在籍校指導が原則ですが、発達状態等に応じて、教育委員会の判断により拠点校でのグループ指導等も取り入れる場合もあります。）
- ・在籍学級担任と巡回指導教員との連携が緊密になり指導内容の充実、また、教職員や保護者が指導内容を知る機会が増えるので、お子さんへの理解が進みます。

※令和4年度より東京都教育委員会の特別支援教室運営ガイドラインの改定により、学校生活の一年間のサイクルが終了する時点で、必ず振り返りを行うとう趣旨で、指導期間が原則1年間と定められました。必要な場合は、一年間指導を延長し、延長終了時には、改めて支援策を検討し、特別支援教室での指導の継続を含め、児童・生徒の状況に応じた適切な支援を行います。

巡回指導教員…週1回程度、巡回校に来て指導する教員。

拠点校…巡回指導教員が所属している学校。

巡回校…巡回指導教員に来てもらう学校。

小学校特別支援教室の設置と拠点校・巡回校のグループ一覧

拠点校	巡回校	拠点校	巡回校
第二小	第一小	加住小	巡回校なし
第三小	山田小、第七小	片倉台小	由井第二小、みなみ野小、由井第三小
第八小	高倉小、大和田小	高嶺小	中山小、みなみ野君田小、七国小
小宮小	宇津木台小	浅川小	東浅川小、館小、第五小
第九小	第十小、中野北小	松が谷小	秋葉台小
松枝小	清水小、上川口小、川口小	鹿島小	由木東小
長房小	横川小、横山第二小	南大沢小	別所小、柏木小
船田小	城山小	宮上小	愛宕小、長池小
柵田小	緑が丘小、横山第一小、散田小	下柚木小	由木中央小、松木小
元木小	美山小、恩方第一小、恩方第二小、	上柚木小	由木西小
元八王子小	元八王子東小、式分方小	鎌水小	巡回校なし
檜原小	陶鎔小、上老分方小、	高尾山学園	巡回校なし
由井第一小	長沼小、第四小、いずみの森(前期)		

中学校特別支援教室の設置と拠点校・巡回校のグループ一覧

拠点校	巡回校	拠点校	巡回校
第二中	第四中、檜原中、甲ノ原中、横川中	加住中	巡回校なし
いずみの森(後期)	第六中、打越中、由井中	浅川中	横山中、館中、長房中、陵南中
ひよどり山中	第一中、第五中、石川中	南大沢中	松木中、松が谷中、別所中
柵田中	第七中、みなみ野中、七国中	上柚木中	鎌水中、中山中、由木中、宮上中
四谷中	城山中、川口中、恩方中、元八王子中	高尾山学園	巡回校なし



3 難聴（きこえの教室）及び言語障害（ことばの教室）通級指導学級

特 徴

- きこえの教室では、お子さんの状態に合わせて、音やことばをきき分けたり、ことばや文をききとったりする練習をくり返すことによって、総合的に音やことばをききとる力を伸ばしていきます。
- ことばの教室では、正しい音をきき分けながら、舌やあごなどを動かす力を高める練習をし、正しい発音を身につけてなめらかに話せるようにします。
- どちらの学級も、年間を通して（1、2学期を中心に）、市立小学校に在籍しているお子さんを対象としてきこえとことばの相談を行っています。
- 10月中旬から12月上旬に、次年度に小学校に入学するお子さんを対象に相談を行い、それらの相談の結果をもとに、お子さんの様子に合ったよりよい支援をお勧めします。異なる種別の学級等での指導を勧めたり、相談を継続して経過観察をしたり、また、必要に応じて医療機関の受診や他の専門機関での相談を勧めたりすることもあります。

相談の申し込み方法

- ① 市立小学校に在籍しているお子さんの場合
⇒在籍校の養護教諭を通して、お申し込みください。
- ② 次年度に就学するお子さんの場合
⇒就学予定校の養護教諭を通して、お申し込みください。
※詳しくは、就学時健康診断の時期にお知らせします。
- ③ 中学校難聴通級指導学級をご希望のお子さんの場合
⇒中学校難聴通級指導学級に直接お申し込みください。

お気軽にご相談ください

- きこえの問題は見過ごされがちですが、できるだけ早期に発見してその対応を図ることが就学後の学校生活をより充実させることにつながります。
- まったくきこえないわけではなく、少しきこえにくいお子さんについては、まわりの人が気づきにくいことがあります。その場合に「ぼんやりしている」「しっかりきいていない」など態度の問題と思われがちです。「ぼんやりしているな」「返事の仕方がおかしいな」などと思われたり、中耳炎をくり返したりしている場合、まわりの人がきこえにくさを疑ってみることも必要です。
- 「発音がはっきりしない」「はじめの音やことばをくりかえす」などことばの心配が長引く場合、相談をしたほうがよいかどうか迷うことと思います。そういうときには各学区のきこえとことばの教室にいつでも電話でご相談ください。

【学区・対応校】

ことばの教室には、ご利用にあたり在籍の学校に応じた学区があります。

<市内小学校>

第一・第二・第四・第五・第八・第九・第十・中野北・清水・大和田・小宮・高倉・宇津木台・横山第二・長房・船田・横川・加住	→	第四小(ことばの教室) TEL 644-9595
第三・いずみの森(前期)・第七・横山第一・散田・館・山田・櫛田・緑が丘・由井第一・由井第二・由井第三・長沼・みなみ野・みなみ野君田・七国・浅川・東浅川	→	いずみの森義務教育学校(前期) (きこえとことばの教室) TEL 642-4236
元八王子・元八王子東・上巻分方・城山・貳分方・恩方第一・恩方第二・元木・川口・陶鎔・上川口・美山・榎原・松枝	→	上巻分方小(ことばの教室) TEL 651-9227
片倉台・高嶺・由木中央・由木東・由木西・鹿島・松が谷・中山・柏木・南大沢・宮上・秋葉台・別所・愛宕・松木・下柚木・上柚木・長池・鍵水	→	柏木小(ことばの教室) TEL 676-1140

※ きこえに関する心配がある場合は、学区に関わらず、きこえとことばの教室(いずみの森義務教育学校前期課程)にご相談ください。

<市内中学校>

いずみの森義務教育学校(後期) きこえの学級 Tel 642-1833

保護者から直接、難聴学級へお電話でご相談ください。



4 都立特別支援学校

(知的障害・肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・病弱)

都立特別支援学校への就学の判断基準となる障害の程度は、学校教育法施行令第22条の3に規定されています。就学相談で総合的に判断し、お子さんにとってより良い環境であるかを保護者と一緒に考えていきます。

特 徴

- 1学級6人の少人数編制の指導を行っています。(個別指導ではありません。)
- 知的障害及び肢体不自由特別支援学校では、スクールバスを運行しています。
- 特別支援学校に在籍する児童・生徒には、お住まいの地域の市立小・中学校との副籍交流事業を実施しています。

八王子市在住の児童・生徒が通学する都立特別支援学校

特別支援学校はお住まいの地域によって学区が定められています。

① 知的障害

鹿島、松が谷、大塚、東中野、堀之内、越野、松木、別所、南大沢、上柚木、下柚木、鑓水、中山、南陽台 ⇒ 多摩桜の丘学園

尾崎町、左入町、滝山町、梅坪町、谷野町、みつい台、丹木町、加住町、宮下町、戸吹町、高月町、高倉町、石川町、宇津木台、平町、小宮町、久保山町、大谷町、丸山町、横山町、八日町、八幡町、八木町、追分町、千人町、日吉町、元本郷町、平岡町、本郷町、大横町、本町、元横山町、田町、新町、明神町、子安町、東町、旭町、三崎町、中町、南町、寺町、万町、上野町、天神町、南新町、小門町、台町、中野町、暁町、中野山王、中野上町、大和田町、富士見町、緑町、清川町、小比企町、片倉町、西片倉、宇津貫町、みなみ野、兵衛、七国、北野町、打越町、北野台、長沼町、絹ヶ丘
⇒ 八王子特別支援学校

川口町、上川町、犬目町、檜原町、美山町、大楽寺町、上壺分方町、諏訪町、四谷町、叶谷町、泉町、横川町、式部方町、川町、元八王子町、下恩方町、上恩方町、西寺方町、小津町、東浅川町、初沢町、高尾町、南浅川町、西浅川町、裏高尾町、廿里町、並木町、散田町、山田町、めじろ台、長房町、城山手、狭間町、櫛田町、館町、寺田町、大船町 ⇒ 八王子西特別支援学校

② 肢体不自由

鹿島、松が谷、大塚、東中野、堀之内、越野、松木、別所、南大沢、上柚木、下柚木、鑓水、中山、南陽台 ⇒ 多摩桜の丘学園
その他の地域 ⇒ 八王子東特別支援学校

③ 視覚障害

八王子盲学校等

- ④ 聴覚障害
立川学園等

- ⑤ 病弱特別支援
光明学園等

都立特別支援学校 小・中学部に関する一般的な就学相談の流れ

特別支援学校の小学部や中学部への就学・転学に関する受付窓口は、市の就学相談です。市の就学相談を受けた後で都の就学相談を受け、決定は東京都教育委員会が行います。なお、手続きにはある程度の時間がかかりますのでお早めをお願いします。

■ 次のような場合は、一般的な就学相談と進め方が異なる場合があります。

- ① 都立中高一貫型聴覚障害特別支援学校中学部（中央ろう学校）を希望するお子さん
- ② 小学部6年生で、在籍している特別支援学校の中学部へ進学を希望するお子さん
- ③ 重症心身障害児施設（島田療育センターなどの指定施設）に入所している幼児
- ④ 盲学校及びろう学校の幼稚部に在籍し、在籍校の小学部への就学を希望する幼児
- ⑤ 盲学校及びろう学校へ通級を希望するお子さん
- ⑥ 院内学級、訪問学級への転入学が必要なお子さん

手続きの方法

■ お子さんの年齢により申し込み先が異なります。

- ① 小・中学校に在籍する児童・生徒の場合

⇒ 在籍する小・中学校へご相談下さい。（中学校から支援を希望する6年生は在籍小学校へ）在籍校相談の上、学校から教育委員会への申し込みとなります。

- ② 次年度小学校に入学するお子さんの場合

⇒ 保護者の方が、直接教育委員会に申し込みして下さい。

TEL 042-664-7524（教育センター内 就学相談担当）

※申し込みをしたことについては、在籍園などにお伝えください。

（教育委員会受付後の流れ）

- ・ 担当相談員から面談日の調整の連絡をします。
- ・ 面談日に保護者のご希望やお子さんの様子などを伺い、必要な書類を作成します。
- ・ ご希望の学校で見学や体験を行います。
- ・ 担当相談員から、お子さんの在籍している学校や保育園・幼稚園等に資料（園や学校での様子）の作成をお願いします。また、保護者には医師の診察記録や発達検査等の結果などを提出していただきます。
- ・ 提出された資料をもとに書類を作成し、東京都教育委員会に書類を提出します。
- ・ 東京都教育委員会は書類審査の後、就学（転学）希望校に書類を送り、日程を調整し、校内で最終的な保護者面談とお子さんの行動観察を行います。その後、入学・転学の可否が決定されます。

設置学校一覧（令和5年4月1日現在）

○知的障害（固定制）学級設置校

（小学校 24校）

学校名	学級名	住所	電話
第一小学校	わかば	元横山町 2-14-3	642-0851
第二小学校	こだま	八木町 7-1	623-6318
第五小学校	みどり	千人町 3-7-7	661-4327
いずみの森義務教育学校（小）	6組	子安町 2-18-1	642-4206
第七小学校	さくら	台町 4-2-1	622-0936
中野北小学校	あさひ	中野山王 3-1-1	622-5187
高倉小学校	たけのこ	高倉町 67-2	646-8182
宇津木台小学校	すぎの子	久保山町 2-18	691-2146
横山第一小学校	すみれ	館町 74	661-2402
散田小学校	めぶき	散田町 5-23-1	661-4228
長房小学校	なのはな	長房町 340-4	661-2081
元八王子小学校	くわのは	式分方町 761	623-0215
横川小学校	たんぼぼ	横川町 305	622-8231
陶谿小学校	のぞみ	犬目町 56	623-3220
川口小学校	やまゆり	川口町 3675	654-2486
由井第三小学校	つくし	小比企町 1201	635-6238
長沼小学校	ひまわり	長沼町 707-3	635-9580
七国小学校	ひばり	七国 5-27-1	635-2100
東浅川小学校	あんず	東浅川町 550-22	665-1583(学校)
宮上小学校	こすもす	南大沢 5-10	676-3911
秋葉台小学校	のびのび	別所 2-5	676-6133
別所小学校	おおぞら	別所 2-44	677-1888
愛宕小学校	とちのみ	上柚木 3-20	678-2566
長池小学校	つばさ	別所 1-55	677-5120

（中学校 16校）

学校名	学級名	住所	電話
第一中学校	7組	石川町 2957-1	642-1894
第二中学校	5組	中野上町 4-28-1	624-2135
いずみの森義務教育学校（中）	6組	子安町 2-18-1	642-4206
第四中学校	7組	元本郷町 2-21-1	622-7227
長房中学校	5組	長房町 1041-1	664-1480
梶田中学校	1組	梶田町 172	665-3473
元八王子中学校	8組	大楽寺町 415	624-3201
檜原中学校	7組	檜原町 1235	626-1205

学校名	学級名	住所	電話
由井中学校	6組	片倉町 553	642-2148
打越中学校	5組	打越町 349-1	645-3046
七国中学校	太陽	七国 6-41-1	637-0773
陵南中学校	7組	東浅川町 553-9	665-4711
松が谷中学校	5組	松が谷 23	676-3345
由木中学校	6組	下柚木 2-34-2	676-8120
宮上中学校	1組	南大沢 5-5	676-5571
別所中学校	A組	別所 2-28	676-6635

○特別支援教室拠点校
(小学校 25校)

学校名	教室名	住所	電話
第二小学校	いちよう	八木町 7-1	623-6318
第三小学校	あおぞら	寺町 29-15	623-4211
第八小学校	さくら	石川町 2065	642-0937
小宮小学校	こみつきい	小宮町 1128-3	646-4208
第九小学校	けやき	中野上町 2-14-1	623-4221
松枝小学校	みのり	檜原町 1287-2	626-1204
長房小学校	あさかぜ	長房町 340-4	661-2081
船田小学校	やまほうし	長房町 1041-2	664-1482
檜原小学校	せせらぎ	檜原町 1287-2	626-1204
元八王子小学校	はちっこ	式分方町 761	623-0214
由井第一小学校	ほがらか	打越町 348-1	642-4201
片倉台小学校	なかよし	片倉町 1318	636-3054
高嶺小学校	なないろ	北野台 4-21-1	635-6366
浅川小学校	たかお	初沢町 1335	661-0019
松が谷小学校	ひだまり	松が谷 12	676-3341
鹿島小学校	つばめ	鹿島 13	676-5147
南大沢小学校	みずき	南大沢 4-18	676-5611
宮上小学校	なごやか	南大沢 5-10	676-3911
下柚木小学校	チャレンジ	下柚木 3-9	677-2658
上柚木小学校	おおるり	上柚木 3-15	677-2646
鑑水小学校	くわのみ	鑑水 2-74	675-7760
櫛田小学校	くぬぎ	櫛田町 571-2	665-3475
元木小学校	すまいる	下恩方町 515-1	651-0596
加住小中学校(小)	加住未来塾	加住町 1-191	691-0362
高尾山学園(小)	きよたき	館町 1097-30	666-9325

(中学校 10校)

学校名	教室名	住所	電話
第二中学校	ハーモニー	中野上町 4-28-1	624-2135
いずみの森義務教育学校 (小)	フレンズ	子安町 2-18-1	642-4206
ひよどり山中学校	ウイング	暁町 3-1-1	625-6504(学校)
梶田中学校	アシスト	梶田町 172	662-2037
加住小中学校 (中)	加住未来塾	加住町 1-191	691-0362
浅川中学校	くりやま	初沢町 1370	661-0148
南大沢中学校	みなさわ	南大沢 3-7	676-5211
上柚木中学校	あじさい	上柚木 3-17	678-2580
四谷中学校	ステップ	四谷町 555	626-0961
高尾山学園 (中)	きよたき	館町 1097-30	666-9325

○難聴・言語学級 (通級制)

(難聴 2校・言語障害 4校)

	学校名	住所	学級名	電話
難聴	いずみの森義務教育学校 (小)	子安町 2-18-1	きこえの教室	642-4206
	同上 (中)	同上	きこえの学級	642-4206
言語	第四小学校	明神町 2-15-1	ことばの教室	644-9595
	いずみの森義務教育学校 (小)	子安町 2-18-1	ことばの教室	642-4236
	上菅分方小学校	上菅分方町 799-2	ことばの教室	651-9227
	柏木小学校	南大沢 3-3	ことばの教室	676-1140

○都立特別支援学校

	種別・学校名	住所	設置(学部)	電話
知的 障 害	八王子特別支援学校	台町 3-5-1	小・中	621-5500
	八王子西特別支援学校	東浅川 546-1	小・中・高	666-5600
	多摩桜の丘学園	多摩市聖ヶ丘 1-17-1	小・中・高	042-374-8111
	南大沢学園	南大沢 5-28	高 (就業技術科)	675-6075
肢 体	八王子東特別支援学校	石川町 3246-1	小・中・高	646-8120
	多摩桜の丘学園	多摩市聖ヶ丘 1-17-1	小・中・高	042-374-8111
盲	八王子盲学校	台町 3-19-22	幼・小・中・高	623-3278
聾	立川学園	立川市栄町 1-15-7	幼・小・中・高	042-523-1358
病 弱	光明学園	世田谷区松原 6-38-27	小・中・高	03-3323-8421
院 内	武蔵台学園 府中分教室 (院内)	東京都府中市武蔵台 2-8-4 都立小児総合医療センター内	小・中	042-312-8115

○教育センターへのアクセス



所在地
八王子市散田町2-37-1

TEL
042-664-1135(代表)

- ▶ J R西八王子駅南口より 徒歩 20 分
- ▶ J R八王子駅南口から京王バス7番乗り場
「めじろ台駅行」「法政大行」
「東京家政学院行」乗車
『市民体育館』下車 徒歩 5 分
- ▶ 京王線山田駅より 徒歩 10 分

お車でお越しの場合は、教育センター正面敷地内の駐車場をご利用いただけます。

<住所> 〒193-0832 八王子市散田町 2 - 37- 1 八王子市教育センター内

作成

八王子市教育委員会
学校教育部教育指導課

八王子市散田町2-37-1 八王子市教育センター内
電話 042-664-7524

(受付は月曜から金曜までの8:30~17:00)